

診療報酬明細書（レセプト）の開示請求（依頼）について

被保険者及び被扶養者である（であった）方は、一定の条件の下で診療報酬明細書（以下、レセプト）の開示を請求（依頼）することができます。

当健康保険組合では、レセプトの開示の申請があった場合は、診療上支障が生じないことを事前に医療機関に確認したうえで開示をしています。

○レセプトの開示請求（依頼）に関する手続きについて

レセプトの開示請求（依頼）の手続きについては、当健康保険組合が定める取扱要領に基づき以下のとおりとなります。

1. 開示請求または開示依頼対象者の範囲

(1) 被保険者等

- 被保険者または被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む）（以下「被保険者」という）
- 被保険者が未成年者または成年被後見人である場合における法定代理人
- 被保険者本人が開示請求することを委任した任意代理人

(2) 遺族等

- 被保険者が死亡している場合にあって、当該被保険者の父母、配偶者もしくは子またはこれらに準ずるもの（以下「遺族」という）
- 遺族が未成年者または成年被後見人である場合における法定代理人
- 遺族が開示依頼することを委任した任意代理人

2. 開示対象のレセプトの範囲

当健康保険組合が保有する過去 10 年間分のレセプト

3. 手続き方法

当健康保険組合（06-6281-5382）までお問い合わせください。

必要な書類を送付しますので、所定の様式に必要事項を記入し、本人確認書類等を添付のうえ、当健康保険組合までご提出ください。

4. 開示方法

窓口交付または郵送

5. その他留意事項

- 申請書の受理から開示までの所要日数は1ヵ月程度です。
- 開示請求については、診療上支障が生じないことを当該医療機関に確認する必要があります。そのため、開示をすることに支障があると判断された場合には、その全部または一部が開示できませんのでご理解のほどお願いします。
- 当健康保険組合では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんのでご了承ください。